

人間環境大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 本学大学院は、建学の精神に則り、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって、人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。
- 2 本学大学院の研究科および専攻の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検・認証評価機関による認証評価等)

- 第2条 前条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うものとする。
- 2 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 第1項の点検・評価の項目および前2項の実施体制については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、課程、構成、学生定員および修業年限

(研究科および専攻)

- 第3条 本学大学院に、次の研究科および専攻を置く。
- 1 人間環境学研究科
　人間環境専攻
- 2 看護学研究科
　看護学専攻
- 3 松山看護学研究科
　看護学専攻

(課程)

- 第3条の2 本学大学院に、修士課程および博士課程を置く。
- 2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という）と後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分する。
- 3 前項に規定する博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(研究科の構成および学生定員)

- 第4条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。
- 1 人間環境学研究科
　人間環境専攻 修士課程 入学定員 8名 収容定員 16名
- 2 看護学研究科
　看護学専攻 博士前期課程 入学定員 20名 収容定員 40名
- 3 看護学研究科
　看護学専攻 博士後期課程 入学定員 8名 収容定員 24名
- 4 松山看護学研究科
　看護学専攻 博士前期課程 入学定員 5名 収容定員 10名
- 5 松山看護学研究科
　看護学専攻 博士後期課程 入学定員 3名 収容定員 9名

(修業年限)

第5条 本学大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

- (1)修士課程 2 年
- (2)博士前期課程 2 年
- (3)博士後期課程 3 年

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

なお、必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第6条 在学期間は、修士課程および博士前期課程では 4 年、博士後期課程では 6 年までとし、これを超えることはできない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第7条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

- 前期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで
後期 9 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1)日曜日
 - (2)国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3)春季、夏季および冬季休業は、別に定める本学の学年暦による。
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 必要がある場合には、休業日であっても講義、実習等を行うことができる。

第4章 入学、編入学および転入学

(入学者の選抜)

第10条 入学者の選抜方法は、研究科委員会で定める。

(入学者の決定)

第11条 入学者は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(入学時期)

第12条 入学、編入学および転入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 特別の事情があるときは、後期からの入学を認めることができる。
- 3 前項の適用を受ける者は、優秀な研究業績がある者、海外帰国生徒および外国人留学生とする。

(入学資格)

第13条 本学大学院の修士課程または、博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2)学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5)文部科学大臣の指定した者
 - (6)大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績を持って修得したものと認めた者
 - (7)本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
 - (8)専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、およびその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1)修士の学位を有する者
 - (2)外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3)文部科学大臣の指定した者（大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究した者で、看護学等の研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者）
 - (4)その他、研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（編入学）

第14条 本学大学院に編入学を志願する者は、第10条に準ずる選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は、編入学を許可することができる。この場合、現に他の大学院に在籍する者については、その学長の許可を得ていなければならない。

（転入学）

第15条 他の大学院から本学大学院に転入学を志願する者は、優秀な研究業績がある者について、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は、転入学を許可することができる。

（出願）

第16条 本学大学院に入学、編入学および転入学を志願する者は、別の定めにより、入学願書および所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（選考）

第17条 入学、編入学および転入学の志願者に対して、別の定めにより、選考を行う。

（入学許可）

第18条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定期日までに、別に定める所定の書類を提出し、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に、入学、編入学および転入学を許可する。

3 学長は、前項の規定にかかわらず、別に定める特別の事由のある者については、入学金を免除することができる。

(編入学者等の修業年限)

第 19 条 編入学または転入学を許可された者の修業年限および在学期間については、法令の定めるもののほか、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

第 5 章 休学、復学、留学、転学、退学、再入学、除籍および復籍

(休学)

第 20 条 大学院生は、病気その他やむを得ない理由のため、引き続き 2 か月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第 21 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、修士課程および博士前期課程にあっては、通算して 2 年、博士後期課程にあっては、通算して 3 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限および在学年限に算入しない。

(復学)

第 22 条 大学院生は、休学期間に中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第 23 条 一定期間以上、外国の大学の大学院に留学を志願する者については、研究科委員会の議を経て、学長は、許可することができる。

- 2 留学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由のあるときは、学長の許可を経て、さらに 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。
- 3 前項の留学期間は、休学の取り扱いをしないものとする。
- 4 留学期間は、在学期間に算入することができる。
- 5 前 4 項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 24 条 他の大学院に転入学を志願する者は、転学願を学長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第 25 条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出しなければならない。

(再入学)

第 25 条の 2 退学した者が、再び入学を希望するときは、研究科委員会の議を経て、学長は、再入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第 26 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する大学院生に対して、研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促を受けても納入しない者
- (2) 第 21 条第 2 項に定める休学期間を超えた者
- (3) 第 6 条に定める在学期間を超えた者
- (4) 死亡した者および長期間行方不明の者

(復籍)

第 26 条の 2 除籍となった者が、復籍を希望するときは、研究科委員会の議を経て、学長は、復籍を許可することができる。

2 復籍に関する規程は、別に定める。

第 6 章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第 27 条 授業科目は、講義科目、演習科目および実験・実習科目に区分する。

2 前項のそれぞれの授業科目、単位数および履修方法については、別に定める。

(授業期間)

第 28 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目的授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特別の期間において、授業を行うことができる。

(単位の計算方法)

第 29 条 各授業科目的単位は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義科目は、1 時間の授業に対し、教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とし、15 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習科目は、2 時間の授業に対し、教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とし、30 時間をもって 1 単位とする。ただし、1 時間の演習に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とする場合は、15 時間をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実験・実習科目は、45 時間をもって 1 単位とする。ただし、2 時間の授業に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とする場合は、30 時間をもって 1 単位とすることができる。

(履修の届出)

第 30 条 大学院生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに所定の方法により届け出なければならない。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、研究科委員会において、平常成績を持って試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。

2 前項の試験方法は、研究科委員会がこれを決定する。

(成績)

第32条 授業科目の試験の成績は、A・B・C・D・E・F・Nの7種の評語をもって表し、A・B・Cを合格として単位を与える、Dは不合格とする。また、Eは試験欠席、Fは授業放棄、Nは認定とする。

2 A・B・C・Dの内容は、100点表記法で、Aは80点以上、Bは79点から70点まで、Cは69点から60点まで、Dは59点以下とする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第33条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院の定めるところにより、他大学の大学院と協議の上、学長は、本学大学院生にその科目の履修を許可することができる。このようにして修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により、修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、大学院生が休学することなく、外国の大学院に留学した場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院の定めるところにより、大学院生が本学大学院に入学する前に大学院において、履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）第15条の定める、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の準用により科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

3 前2項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業または中途退学し、本学大学院に入学を許可された者について準用する。

第7章 社会人学生

(社会人学生)

第35条 第13条または第14条に規定する資格を有する者であって、一定の年数、社会における経験を有する者が、本学大学院に入学あるいは編入学を志願するときは、選考の上、学長は、社会人学生として、入学あるいは編入学を許可することができる。

2 社会人学生に関して、必要な事項は別に定める。

第8章 海外帰国生徒および外国人留学生

(外国人留学生)

第36条 外国人であって、第13条または第14条に規定する資格を有し、本学大学院に入学または編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学あるいは編入学を許可することができる。

2 外国人留学生について、必要な事項は別に定める。

第9章 課程修了および学位授与

(博士前期課程および修士課程の修了要件)

第37条 博士前期課程および修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審

査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項にかかわらず、当該課程の目的に応じ適當と認めるときは、別に定めるところにより、特定の課題についての研究成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第37条の2 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（博士前期課程もしくは修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（2年未満の在学期間をもって博士前期課程もしくは修士課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士前期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者に、単位取得退学証明書を交付することができる。

(学位の授与)

第38条 学位は、第37条および第37条の2に定める課程を修了した者に、人間環境大学学位規程の定めにより、学長がこれを授与する。

(研究指導)

第39条 修士論文および博士論文は、あらかじめ研究計画書を研究科委員会に提出し、研究指導教員の指導の下、十分な研究成果をあげたと認められた者が、これを提出することを認められる。

- 2 修士の学位論文または特定の課題についての研究成果は、在学期間に提出し、審査を終了するものとする。
 3 単位取得退学後3年間は、博士の学位論文の審査を受けることができる。
 4 前項の手続きは、別に定める。

(論文の審査)

第40条 論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によりこれを行う。

- 2 修士論文は、専攻科目の専門分野における精深な学識と研究能力とを証示するに足るものを持って合格とする。
 3 博士論文は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力、およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものを持って合格とする。

(学位に関する最終審査)

第41条 修士および博士の学位の審査対象者は、課程修了に必要な履修単位を修得、または当該年度内に修得予定である者とする。

- 2 博士の学位の審査対象者は、事前に学術誌に研究論文が1篇以上掲載されているもの、または掲載証明書とともに学位論文を提出できる者とする。
 3 学位に関する最終審査は、論文の提出者の研究成果を確認する目的をもって、論文等を中心として総合的に実施する。
 4 修士および博士の学位に関する最終審査の手続きについては、別に定める。

第 10 章 研究生および科目等履修生

(研究生)

第 42 条 本学大学院において、特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 42 条の 2 本学大学院生以外の者で、本学大学院所定の授業科目のうち、一または複数の授業科目を選んで履修を希望する者があるときは、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 31 条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 43 条 大学院生として表彰に値する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(罰則)

第 44 条 本学大学院の定める規則に違反し、または大学院生としての本分に反する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する大学院生に対して行う。

(1)性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2)正当な理由がなくて出席常でない者

(3)大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 12 章 教職員組織

(教職員組織)

第 45 条 本学大学院には、教育研究上必要な教職員を置く。

2 本学大学院の教員は、本学学部の教員がこれを兼ねることができる。

3 本学大学院に研究科長を置く。

4 本学大学院に副研究科長を置くことができる。

第 13 章 研究科委員会

(研究科委員会)

第 46 条 本学大学院の各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、原則として当該研究科の研究指導担当の全教員をもって構成される。

3 研究科委員会に関して、必要な事項は別に定める。

第 14 章 附属図書館

(附属図書館)

第 47 条 本学大学院は、本学の附属図書館を共用する。

第 15 章 生涯教育

(公開講座)

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第16章 入学検定料、入学金および授業料等

(授業料等の金額および納付の時期)

第49条 本学大学院の入学検定料、入学金、授業料等の金額および納付の時期は、別に定める。

(復学した場合の授業料等)

第50条 前期または後期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(退学または停学の場合の授業料等)

第51条 前期または後期の中途で退学もしくは除籍された者の当該学期分の授業料等は、納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第52条 休学を許可された者の休学期間の授業料等は、別に定める。

(研究生、科目等履修生の授業料等)

第53条 研究生および科目等履修生の授業料等は、別に定める。

(納付した授業料等)

第54条 既納の入学検定料および入学金は返還しない。

2 既納の授業料等は原則として返還しない。

(授業料等の一部または全額免除)

第55条 次の各号に該当する大学院生に対して、授業料等の一部または全額を免除することがある。

- (1) 成績優秀で、大学院生の模範と認められる大学院生および学長が適當と認める大学院生
- (2) 社会人学生
- (3) 外国人留学生

2 授業料等の一部または全額免除に関して必要な事項は、別に定める。

第17章 その他

(準用規定)

第56条 大学院に関する必要な事項で、大学院学則に定めのないものは、大学学則を準用する。

(教職課程の履修および教育職員免許状授与の所要資格)

第57条 本学大学院において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法および同施行規則により、所定の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻ならびに認定を受けた免許状の種類は、次のとおりとする。

(1) 看護学研究科看護学専攻 養護教諭専修免許状

(学則の主管部署)

第 58 条 この学則は、総務人事部が主管する。

(学則の改廃)

第 59 条 この学則の改廃は、運営会議の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 20 年 7 月 9 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 25 年 2 月 14 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 26 年 6 月 11 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。